

市第 181 号議案

横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定

横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成26年3月13日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内で任命権者が定める期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの  
(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日及び期間の延長を必要とする理由を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。
- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について

準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 7 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する出産休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、任命権者が定める事由に該当すること。

(届出)

第 8 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる事由（同号に掲げる事由にあつては、当該事由のうち任命権者が定めるものに限る。）に該当することとなった場合

- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合  
(職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第10条 横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）第4条第1項第7号及び第8条の2第1項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての横浜市退職手当条例第4条第1項第7号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」

とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

(横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年4月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の3の3 法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、横浜市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定したいので提案する。

**参 考**

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜  
粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（報告事項）

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 職員の休業の状況

(5)  
(4) (本文省略)

(6)  
(5) (本文省略)

(7)  
(6) (本文省略)

(8)  
(7) (本文省略)

(9)  
(8) (本文省略)

横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (抜  
粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第 15 条の 3 の 3 法第 26 条の 6 第 1 項の承認を受けた職員には、同  
項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しな  
い。

地方公務員法 (抜粋)

(自己啓発等休業)

第 26 条の 5 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項  
は、条例で定める。

(配偶者同行休業)

第 26 条の 6 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運  
営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当  
該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該

職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5項及び第6項において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。）をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

4 第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（第5項省略）

6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

（第7項から第10項まで省略）

11 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、配偶者同行休業について準用する。